

平成20年度包括外部監査の通信簿 結果発表

全国市民オンブズマン連絡会議
包括外部監査評価班
代表 弁護士 井上 善雄

1. 「通信簿」の目的

平成11年度の地方自治法改正により、中核市以上の自治体に、弁護士や公認会計士など「外部監査人」による「包括外部監査」が義務づけられた。この外部監査人が市民のための自治体の「お目付役」となるのか、それとも従前の監査委員の「屋上屋」や「税の無駄遣い」になってしまうのかは、それを見る市民自身の「監査」の力によるものである。全国の自治体の財政をはじめとする行政の刷新と改善にどれだけ役立つのかを注目し、平成11年度以来、包括外部監査の報告について市民オンブズマンによる通信簿を作成した。

さらに今回の通信簿では、全国の包括外部監査実施自治体の監査報告の活用度を調査した。具体的には平成18年度の監査報告書の結果(指摘事項・意見)について当該自治体がどのように措置をしたかを評価する通信簿も作成した。監査委員らに通知している措置の公表されたものを中心に①措置の速さ、②逐一の指摘事項や意見への対応措置の記載の明確性、③市民に対する説明責任を果たしている程度について評価した。これにより外部監査のより充実した通信簿となった。

2. 「包括外部監査評価班」について

全国市民オンブズマン連絡会議に加盟する各市民オンブズマンのメンバー有志12名。弁護士・税理士らで構成している。

3. 評価対象

(1)平成20年度包括外部監査実施全自治体 118自治体(47都道府県、17政令市、39中核市、15条例制定自治体)の全監査報告書 145テーマ

(2)平成18年の包括外部監査実施自治体(114自治体)の監査報告書(165テーマ)に対する実施自治体(行政当局)の措置通知等(平成21年4月15日までに我々に提出されたもの)の対応状況

4. 評価の手順と基準

(1)包括外部監査は地方公共団体の事務の①真実性、②適法性、③有効性、④効率性、⑤経済性の調査と充実度の観点から監査することになっている。それら監査報告書を、相対比較、対象の難易度を含め、批判的に評価し、かつ各監査報告書を複数人が確認し、評価の客観化に努めた。そして、共通の対象テーマごとに相対比較も行った。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 対象の選定は適切で監査結果は活用度があるか<ul style="list-style-type: none">i 具体的な目的根拠があって対象が選定されているか。ii 監査テーマと結果は首長(自治体)が採用する有効性を持っているか。iii 行政の改善の方向が具体化されているか。iii 専門用語などは解説・注釈があるか。iv 表やデータが判りやすいものか。② 監査が充実し、評価が適切であるか<ul style="list-style-type: none">i 新しい問題意識・発見があるか。ii 適法性の監査について充実・適切であるか。iii 3E監査について具体的な対象への適用とチェックがあるか。iv テーマの数だけでなく質の高さがあるか。v 行政結果の追認に終わっていないか。③ 報告書・意見書は判りやすいか<ul style="list-style-type: none">i 市民が読んで判る記述になっているか。ii 問題点や意見要点が明確に指摘されているか。iii 専門用語などは解説・注釈があるか。 |
|--|

優れた監査報告書を選抜して「優秀賞」を贈ること、逆に「欠点や是非改善してほしい」監査には、「改善要望」を出すことにした。そして、有用性に注目した「活用賞」という評価もした。

(2)包括外部監査報告書の結果について、自治体(行政当局)がどのような措置をとり、市民に公表しているかについて①措置通知公表の速さ、②逐一の指摘事項や改善のための意見について対応措置の内容の明確性、③市民に対する説明責任を果たしているかの3点に注目し、各①～③につき個別評価した上で、②③をより重視して、総合評価として、

- A…「良」
 - B…「普通(さらに改善は望まれるが)」
 - C…「改善を要する」
 - D…「悪く、抜本的に改善を要する」
 - E…「ゼロ評価 最悪で失格」
- の5段階評価をした。

ちなみに、①公表の速さは、報告書提出期限(平成19年3月31日)から、一部でも平成19年9月30日まで(半年内)に公表しているものをA、平成20年3月31日まで(1年以内)をB、平成21年3月31日(2年以内)をC、平成21年4月1日以降(2年超)をDとした。21年6月1日現在確認できないものはおよそその評価も不可能なほど悪いものと考えた。そこでEのランク付を行った。

次に②記載の明確性は、報告書提出期限(平成19年3月31日)から、2年を経て指摘事項、意見の全てに措置・対応がとられているものをA、指摘事項はもれなく意見はほぼ半分以上について措置対応が書かれているものをB、指摘事項に漏れ、意見の多くについて書かれていないものをC、指摘事項の半数以上が漏れているものをD、公表のないものはEとした。

さらに、③説明責任は内容が市民に分かるよう詳しく書いているものをA、改善はされるべきだが相当の説明をしているものをB、説明不十分のものをC、およそ説明になっていないものをDとし、説明の全くないものはEとした。

上記①②③の評価は、その自治体が外部監査を活用し市民に対する説明責任を果たすという価値付けでは重さが異なり、①より②は2倍、さらに③は3倍の価値があるとして総合評価をすることにして、A～Eの評価をした。しかし、たまたま18年度監査報告についての措置公表が平成21年6月1日現在されていないもので特別な事情、或いは措置をしていないことの今後の進行管理計画が、公表資料から分かるものは総合評価で特別にDとした。

5. 優秀賞・活用賞・改善要望一覧

優秀賞6自治体6テーマ、活用賞26自治体27テーマであり、一方、改善要望12自治体15テーマであった。豊田市の伊藤 倫文弁護士のものにオンブズマン大賞を贈る。

平成20年度包括外部監査テーマ・評価一覧

自治体名	テーマ	評価
豊田市	2 工事・委託を中心とした契約手続及び契約締結後の契約変更について	優秀賞 (オンブズマン大賞)
青森県	1 原子力を中心としたエネルギー行政の財務に関する事務の執行について	優秀賞
岐阜県	1 財政的援助団体等の財務に関する事務の執行について	優秀賞
京都府	1 道路事業(計画・整備・維持管理)の費用対効果について	優秀賞
沖縄県	1 補助金等に関する財務事務の執行について	優秀賞
岡山市	1 岡山市の事務事業の効率化および収納事務について	優秀賞
宮城県	1 県立病院の財務事務の執行および事業の管理運営について	活用賞
秋田県	1 行政財産の目的外使用許可について	活用賞
茨城県	1 指定管理者制度の運用状況について	活用賞
群馬県	1 指定管理者制度の事務の執行及び当該制度に関連する公の施設の管理運営について	活用賞
山梨県	1 山梨県の出資法人における、県からの債務保証・損失補償、指定管理者制度の運用状況、県の負担金・補助金、委託金、県の貸付金、随意契約等の財務に関する事務及び出資割合1/4以上の法人の経営に関する管理	活用賞
静岡県	1 以下の特別会計に関する事務の執行について (1)資金貸付を主たる事業内容とする特別会計 ①母子寡婦福祉資金特別会計 ②中小企業振興資金特別会計 ③農業改良資金特別会計 ④林業改善資金特別会計 (2)清水港等港湾整備事業特別会計	活用賞
三重県	1 情報システムに係る財務に関する事務の執行	活用賞
滋賀県	1 県出資法人の財務事務の執行について	活用賞
京都府	2 府立学校(高等学校・附属中学・特別支援学校)の運営について	活用賞
岡山県	1 教育委員会の事務の執行及び所管の財政援助団体の管理運営について	活用賞
広島県	1 広島県における委託料について	活用賞
山口県	1 情報システムに係る財務事務の執行及び事業の管理について	活用賞
徳島県	1 指定管理者制度導入施設における管理者の選定、事務執行及び管理運営について	活用賞
横浜市	1 横浜市の医療提供に関連する事業の管理及び財務事務の執行について	活用賞
静岡市	1 指定管理者制度の事務の執行について	活用賞
浜松市	1 市営住宅の事務の執行について	活用賞
京都市	1 高速鉄道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について(財団法人京都市交通事業振興公社、京都高速鉄道株式会社及び京都地下鉄整備株式会社を含む。)	活用賞
大阪府堺市	1 堺市の道路に関する一切の事業及びその他建設局の事業について	活用賞
横須賀市	1 一般会計における補助金、負担金及び交付金について	活用賞
岡崎市	1 廃棄物対策及びごみ対策に係る事務の執行等について	活用賞
豊田市	1 教育委員会スポーツ課にかかる財務に関する事務の執行について	活用賞
高知市	1 市営住宅事業に関する事務の執行について	活用賞
東京都港区	1 清掃事業に関する財務管理及び事務の執行等について	活用賞
香川県丸亀市	1 丸亀市の環境関連事業	活用賞
	2 市に事務局を置く団体	活用賞
香川県坂出市	1 事務組合との業務分担のある事務	活用賞
香川県善通寺市	1 中心市街地活性化事業の執行について	活用賞
北海道	1 一般会計における補助金の執行手続等について	-
岩手県	1 教育委員会所管の指定管理者制度導入施設及びいわて県民情報交流センターの管理・運営状況について	-
山形県	1 県有財産(不動産を中心として)の有効活用について	-
福島県	1 商工振興に関する事務の執行について	-

栃木	県	1	栃木県立がんセンターの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
埼玉	県	1	貸付金に係る財務事務の執行について	—
千葉	県	1	農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について	—
東京	都	1	主税局の徴収事務について	—
神奈川	県	1	農業振興事業の財務に関する事務の執行について	—
		2	工業及び商業に係る振興事業の財務に関する事務の執行について	
		3	財団法人あしがら勤労者いこいの村(財政的援助団体等)	
新潟	県	1	県立高等学校及び県立中等教育学校の財務事務の執行及び管理運営について	—
富山	県	1	試験研究機関の財務事務及び経営管理について	—
石川	県	1	人材育成に関する施設等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
福井	県	1	産業労働部における負担金、補助金および交付金ならびに貸付金に関する財務事務の執行について	—
愛知	県	1	公有財産の管理について	—
		2	内陸用地造成事業及び臨海用地造成事業における造成土地の管理について	
大阪	府	1	普通財産の管理に関する財務事務について(行政財産の用途廃止事務を含む)	—
兵庫	県	1	公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について	—
島根	県	1	島根県及び島根県の外郭団体の借入金(金利に関することその他付随事項を含む)・偶発債務・債務負担行為	—
		2	外郭団体の資産運用	
香川	県	1	特別会計に係る事務の執行・事業の管理について	—
愛媛	県	1	外郭公益法人に係る諸問題の監査	—
高知	県	1	貸付金等について	—
福岡	県	1	県税の賦課・徴収事務について	—
佐賀	県	1	県所管の公益法人との随意契約について	—
長崎	県	1	人件費及び職員の福利厚生に関する事務の執行について	—
		2	基金の管理と運用について	
熊本	県	1	基金の財務事務について	—
		2	出資団体等に関する監査 ①財団法人熊本県立劇場 ②天草エアライン株式会社	
大分	県	1	出資法人等における財務及び経営管理に関する事務の執行について	—
大宮	市	1	試験研究機関の財務事務について	—
鹿児島	県	1	試験研究機関における財務事務の執行及び試験研究業務の管理について	—
札幌	市	1	公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務執行について	—
仙台	市	1	出資団体に係る財務事務の執行及び管理の状況について	—
		2	職員派遣に係る財務事務の執行及び管理の状況について	
さいたま	市	1	教育委員会所管部署の財務に関する事務の執行について(過年度指摘事項のフォローアップ)	—
千葉	市	1	公の施設の管理及び指定管理者制度に係る財務事務の執行について(指定管理者の財務事務を含む)	—
川崎	市	1	市税、国民健康保険料、住宅使用料及び保育所運営負担金の収納並びに債権の管理に関する事務	—
新潟	市	1	新潟市が、市民から税や使用料等を徴収する際や市民への補助金やサービスの提供を行う際に基準となる市民の所得状況や資産保有状況に関する情報の収集・管理を適正に行っているか。	—
名古屋	市	1	名古屋市における債権の管理及び回収について、並びに、名古屋市立大学病院における債権の管理及び回収について	—
大阪	市	1	外郭団体の財務事務の執行及び経営管理について	—
神戸	市	1	環境局の財務事務等の執行について	—
		2	補助金等の財務事務等の執行について	
広島	市	1	広島市の施設管理について	—
北九州	市	1	市営住宅事業および市が出資する団体(北九州市住宅供給公社)の財務事務について	—
福岡	市	1	保育事業の運営管理について	—
函館	市	1	補助金等に関する事務執行状況について	—
旭川	市	1	施設の管理について	—
青森	市	1	「安心して産み育てられる環境の充実」施策に係る事務事業	—
		2	「教育環境の充実」施策に係る事務事業	
盛岡	市	1	小中学校施設及び下水道施設に関する財産の管理	—
秋田	市	1	上下水道局の財務事務及び事業の管理運営について	—
いわき	市	1	いわき市病院局所管の病院事業に関する財務事務の執行と経営に係る事業の管理について	—
宇都宮	市	1	「消費者被害防止・救済の強化」「防犯及び交通安全対策」「環境衛生施設の整備及び維持管理」「食品の安全確保」に係る財務に関する事務の執行及び管理について(消費生活センターの財務に関する事務の執行及び管理を含む。)	—
川越	市	1	生活保護、障害者自立支援給付等及び高齢者いきがいに係る財務及び事務の執行について	—
船橋	市	1	船橋市の一般会計における負担金及び交付金に係る財務に関する事務の執行について	—
		2	船橋市の一般会計における負担金及び交付金支出に関連する病院事業の出納その他事務の執行について	
柏	市	1	市の有する主要な施設に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行について	—
横須賀	市	2	市の施設の安全性確保について	—
相模原	市	1	未収金(収入未済額)に係る事務の執行等について	—
富山	市	1	市税及び国民健康保険料等の賦課及び徴収について	—
		2	貸付金の財務事務及び未収金等の債権管理について	
金沢	市	1	一般会計及び特別会計(公営企業特別会計を除く)における委託料の執行状況について	—

長野市	1	外郭団体等の管理運営状況および市との取引について	—
岐阜市	1	未収金、貸付金及び債務保証について	—
豊橋市	1	水道事業会計・下水道事業会計の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	—
高槻市	1	指定管理者制度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	—
東大阪市	1	公の施設の管理について	—
姫路市	1	補助金等に関する事務の執行について	—
西宮市	1	公の施設等の管理運営	—
奈良市	1	公営住宅の財務事務について	—
和歌山市	1	和歌山市土地開発公社及びこれに係る和歌山市の財務	—
	2	和歌山市の補助金に係る財務事務の執行について	—
倉敷市	1	公有財産の管理に関する事務	—
	2	市営住宅の管理に関する事務	
下関市	1	市及び土地開発公社が保有する土地について	—
松山市	1	介護保険事業に関する事務の執行について	—
	2	児童福祉事業に関する事務の執行について	—
	3	平成12年度包括外部監査のフォローアップ	—
	4	平成13年度包括外部監査のフォローアップ	—
久留米市	1	公共事業等入札制度及び契約事務の運用状況について	—
長崎市	1	下水道事業について	—
	2	消防事業について	—
熊本市	1	補助金等に関する事務の執行について	—
大分市	1	消防行政について	—
宮崎市	1	外郭団体等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
東京都目黒区	1	公の施設の使用料について	—
東京都荒川区	1	荒川区立図書館の運営について	—
東京都足立区	1	足立区の清掃事業等を中心とする事務の執行について	—
東京都大田区	1	委託契約(指定管理者制度を含む)について	—
東京都江東区	1	保育事業に関する財務事務執行について(長期基本計画改訂版サブ施策1801「待機児童の解消」を中心として)	—
東京都町田市	1	補助金等について	—
東京都八王子市	1	学校教育部に係る事務の執行等について	—
大阪府八尾市	1	国民健康保険事業及び介護保険事業について	—
大阪府枚方市	1	枚方市の下水道事業に係る財務事務の執行と事業管理について	—
長崎県佐世保市	1	財政援助団体等に対する支出について	—
栃木県	2	試験研究機関である栃木県産業技術センターの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	改善要望
埼玉県	2	損失補償・債務保証に係る財務事務の執行について	改善要望
長野県	1	県の農業施策について	改善要望
奈良県	1	奈良県中央卸売市場事業費特別会計に関する事務の執行及び事業の管理運営について	改善要望
	2	財団法人奈良県林業基金に関する事務の執行及び事業の管理運営について	改善要望
和歌山県	1	未収金の財務に関する事務の執行について	改善要望
鳥取県	1	鳥取県警察の財務の執行状況全般	改善要望
郡山市	1	郡山市保健所に係る財務に関する事務の執行について	改善要望
宇都宮市	2	「市有財産(不動産)の管理及び有効活用」に関する事務の執行について	改善要望
福山市	1	食肉センター特別会計	改善要望
	2	福山市における産業振興事業	改善要望
高松市	1	公の施設の指定管理者制度について	改善要望
	2	公の施設の指定管理者である高松市外郭団体の出納その他の事務の執行及び同団体が指定管理する公の施設について 1. 財団法人高松勤労者総合福祉振興協会及び高松テルサ 2. 香南地域振興有限会社及び高松市香南楽湯 3. 有限会社香南町農業振興公社及び香南アグリーム	
鹿児島市	1	観光・企業振興に関する事業の財務事務の執行等について	改善要望
東京都世田谷区	1	子育て支援における共助のしくみづくり並びに保育サービス事業の管理及び財務事務の執行について	改善要望

総テーマ数 145

6. オンブズマン功労賞について

平成18年度から平成20年度まで連続活用賞以上を受賞した監査人4名には、オンブズマン功労賞を贈呈することとした。

3年連続同一自治体での活用賞以上受賞者は次の通りであった。

公認会計士 倉成磨	18・19・20年度	青森県	オンブズマン功労賞
公認会計士 鈴木友隆	18・19・20年度	宮城県	オンブズマン功労賞
公認会計士 金沢信昭	18・19・20年度	沖縄県	オンブズマン功労賞
弁護士 仁平信哉	18・19・20年度	横浜市	オンブズマン功労賞

7. 自治体措置評価のA～Eは別紙のとおり。

総合評価Aの中で、山口県、横浜市、豊田市、八尾市については地方自治体措置対応の「模範賞」を贈呈する。